

文化財調査委員会

調査目録及び解題

曹洞宗文化財調査委員会

No. 378

四七四 秋田118 禅林寺(統)にかほ市院内
字城前七五(令和元年九月一二日調査)

〈文書〉

- 1 乍恐指上申口上書之覚(控) 状一通
子年(元禄九年(一六九六)カ) 七月一七日、羽州由利郡仁賀保之内禅林寺繁益より加
州大乘禅師御役寮衆中宛。塩越村蚶満寺(に
かほ市象潟町字象潟島)との本末関係の件。
繁益は当寺一八世州庵繁益(一七〇四寂)。
大乘寺(金沢市長坂町)は当寺本寺。
- 2 乍恐指上申返答書之覚(控) 状一通
子年(元禄九年カ) 八月三日、禅林寺繁益
より関東三箇寺御役者衆中宛。塩越村蚶満寺
との本末関係の件。
- 3 関三利裁許状写 状一通(前欠)
元禄九年九月一六日、関三ヶ寺より禅林
寺・蚶満禅寺宛。禅林寺・蚶満寺との本末論
争に関する件。
- 4 奉願口上書之覚(控) 状一通
元禄九年九月一九日、羽州由利郡仁賀保院
内村禅林寺繁益より加州大乘寺御役者中宛。
雲昌寺益伝の奥書有り。雲昌寺(にかほ市象
潟町小砂川字砂畑)は陽山寺末寺。
- 5 関三利定 状一通
元禄九年九月二九日、関三ヶ寺より羽州院
内村禅林寺宛。禅林寺の本寺(大乘寺)に関
する件。
- 6 覚写 状一通
卯年(元禄一二年(一六九九)九月。奥
書有り。『御触書寛保集成』二一四七
(一)所収。
口書(控) 状一通(下部欠)
元禄一三年(一七〇〇)三月五日、禅林寺
珊籠より龍穩寺御役者中宛。三物相承の件。
珊籠は当寺一九世珊室珊籠(一七〇五寂)。
8 [禅林寺・陽山寺・蚶満寺本末詮論関係
書状(控)] 状一通(前欠)
元禄一三年三月二三日、羽州由利郡仁賀保
禅林寺珊籠・祥雲寺用全より大中寺御役寮
宛。元禄九年の本末詮論を承け、禅林寺・陽
山寺・蚶満寺の歴代住職の嗣承を記す。陽山
寺(にかほ市小国字南野)は当寺末寺。用全
は祥雲寺六世威辰用全(一七〇〇寂)。祥雲
寺(由利本荘市矢島町城内字田屋ノ下)は当



〈文書〉2 乍恐指上申返答書之覚（控）

寺末寺。

9 奉願御訴詔之事（控） 状一通（後欠）

（元禄一三年カ）三月三日、羽州油利禪龍・祥雲寺用全より（三ヶ寺宛か）。次項

〈文書〉10と同文。蛸満寺との本末関係の件。

10 「奉願御訴詔之事（控）」 状一通（前欠）

（元禄一三年カ）三月三日、羽州油利禪

林寺珊龍・祥雲寺用全より三ヶ寺宛。前項

〈文書〉9と本文は同文。奥書有り。

11 老中・寺社奉行定写 状一通

元禄一六年（一七〇三）八月七日、豊後外七名より越前永平寺・能登總持寺宛。豊後は

老中阿部正武（二七〇四没）。『宗教制度調査資料』第一六輯（江戸時代宗教法令集）一

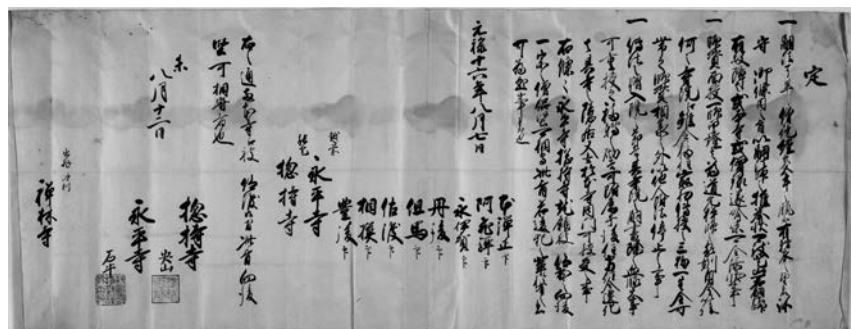
五二一〜一五三頁所収。奥書有り。

12 奉願上事 状一通

亥年（享保四年（一七一九）カ）二月五日、庄や重助外九名より禪林寺様御役寮宛。清浄院御法事の件。

13 覚写 状一通（途中欠・下部欠）

寅年（享保七年（一七二二））正月、松平对馬守より（三ヶ寺宛か）。松平对馬守は寺



〈文書〉11 老中・寺社奉行定写

社奉行松平近禎（二七二五没）。『御触書寛保集成』二〇一七所収。奥書有り。

14 「御触写」 状一通

寅年（享保七年）四月、松平対馬守より

（三ヶ寺宛か）。『御触書寛保集成』一一九

一一（四）所収。奥書有り。

15 関三利寛 状一通

享保七年五月、関三ヶ寺より羽州油利禪林

寺宛。横関了胤『洞門政要』（東洋書院、一

九三八年）二三一〜三頁所収。

16 関三利掟 状一通

享保八年（一七二三）四月、羽州油利禪林

寺宛。八条目を除き『洞門政要』所収の「定

規」（二三七〜九頁）と同文。

17 関三利カ掟 状一通（後欠）

享保一〇年（一七二五）十一月、常法幢

地・随意会地などにまつわる八箇条の定。

18 御触写 状一通

未年（享保一二年（一七二七））二月

申年（享保一三年（一七二八））正月。奉行

より。一条目の御触は『御触書寛保集成』一

一九六所収。奥書有り。

19 「告諭・定・関三利申触」

(1) (3)を二紙に記す。

(1) 告諭

享保一二年（一七二七）一〇月。横関了

胤『洞門政要』九〇九頁所収。

(2) 定

享保一二年一〇月。『洞門政要』二四〇

〜一頁所収。

(3) 関三利申触

享保一三年（一七二八）四月、関三利よ

り羽州油利禪林寺宛。常法幢地に関する

件。

20 指上申一札之事 状一通

享保一四年（一七二九）九月一八日、立井

地村庄屋治兵衛外六名より禪林寺宛。快禪寺

無住につき、大義長老を推挙する件。快禪寺

（にかほ市中三地字堀ノ内）は当寺末寺。

21 寛写 状一通

戊年（享保一五年（一七三〇））五月、奉

行より。『御触書寛保集成』一二〇〇所収。

奥書有り。

22 「御触写」 状一通（前欠）

卯年（享保二〇年（一七三五））一月。

『御触書寛保集成』一八三三所収。奥書有

り。

23 指上申証文之事 状一通

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有する典籍、文書、絵画等の文化財の破損散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるために、調査を行うとともに、その結果を「曹洞宗報」誌上に公表しております。

本掲載資料の中には今日の人権擁護の見地からみて、およそ容認し得ない差別思想を含んだものも存在しています。それらについては、そのつど注意書きを付しておりますが、これは宗門の歴史の実態をあきらかにするための資料としてあえて掲載するものであり、その点、十分にご理解をいただけますようお願い申し上げます。

特に「切紙」中、「部落差別」「障害者差別」「性差別」等の内容については、差別文書でありますので、当該寺院及び資料閲覧者におかれましては、人権擁護・反差別の見地に立って厳重に保管し、差別の拡散、助長にまいらせんよう重ねてお願いいたします。

(出版部)

享保二年(一七三六)二月晦日(三日)、三森村庄屋齋藤清七外八名・惣檀中より本寺禅林寺御役寮宛。高昌寺神通長老の後住として、洞音長老を推挙する件。神通は高昌寺七世大長天通(一七三二寂)。洞音は高昌寺八世獅岩洞音(一七五七寂)。高昌寺(にかほ市三森字浜田)は当寺末寺。

券署

一廣福山永昌菴
右在于當邑拙僧所創建之
禅菴永以依託貴刹之末菴
配下者也於茲諸搢 禅林二十
二世通岸禅大和尚宜爾
開山並副兼加蓋二物將教後
々之住僧親授受以鎮遵守
本寺儀軌也所希於後未法第
無斷絕而可成結制安居之地
幸松網願望也倘仰本山之感
光仍謹狀如件
小國村永昌菴奉納
元文二丁巳載八月八日 寺堂
禅林寺 仲俊寮

〈文書〉25 券署

元文二年(一七三七)八月八日、小国村庄や弥右衛門外一〇名・惣百姓中より禅林寺御役寮宛。永昌庵呼称の件。

25 券署 状一通

元文二年八月八日、小国村永昌庵泰翁守堅より禅林寺御役寮宛。広福山永昌庵の開山に通岸を勧請する件。通岸は当寺二世通岸察禅(一七四五寂)。

26 示教後來 状一通(一部欠)

元文二年一〇月、禅林廿二代通岸禅納より永昌菴宛。通岸は当寺二世通岸察禅。次項

〈文書〉27は下書。

27 示教後來(下書) 状一通

元文二年一〇月、禅林廿二代通岸禅納より永昌菴宛。前項〈文書〉26は原本。

28 永代渡渡申田地証文之事 状一通

元文二年二月二十四日、田地売主院内村与五右衛門外二名より小国村永昌庵泰翁大和尚宛。永昌庵什物のために寄進された田地の証文。永昌庵は当寺末寺。奥書・裏書有り。

29 〔御触写〕 状一通(断簡)

(元文三年(一七三八)二月)。『御触書寛保集成』一八四九所収。

30 大工長兵衛書状 状一通(前欠)

寛保二年(一七四二)三月七日、棟梁平沢大工長兵衛外一名より禅林寺御役寮宛。

31 差上申寺中人別之事 状一通(下部欠)

延享元年(一七四四)五月、御領川袋村萬照寺より禅林寺御役寮宛。萬照寺(にかほ市

示教後來

本菴老人於于小國村所創建之
佛殿號廣福山永昌菴幸于領禅林
之位職親視老人法室持持甚懇同
上 幸永永可賀祥之末山也加禪
同門之寺院運署各仰炳然或錄斯如
蓋二物授受者也末末永昌交代佳職
人循本山清規並同門修儀而禮或
可相勸也且亦近末繼後末法孫於本山
特最出入可為鄭重莫失老人之學志
々志
元文二丁巳十月日 通岸禅納
禅林廿二代
永昌菴

〈文書〉26 示教後來

象潟町川袋字滝ノ下)は当寺末寺。

32 〔本末証文〕 状一通

延享二年(一七四五)一月二三日、秀泉寺現任快舟より羽州由利郡仁賀保院内禅林寺御役寮宛。快舟は秀泉寺九世月海快舟(一七七二寂)。秀泉寺(にかほ市畑字石畑)は当寺末寺。裏書有り。

33 〔本末証文〕 状一通

延享二年一月二五日、羽州油利郡仁賀保小国陽山寺桂林より禅林寺御役寮宛。桂林は陽山寺一五世桂林五峰(一七六九寂)。裏書有り。

34 〔御請書(控)〕 状一通

延享二年一月、禅林寺突山より関三箇寺御役者中宛。突山は当寺二三世突山癡兀(一七五二寂)。本末改めの件。

35 〔陽山寺・龍雲寺除地書上ニ付覚〕 状一通(下部欠)

延享三年(一七四六)五月三日、羽州油利郡小国^村□□□□外一カ寺より禅林寺御役寮宛。

36 副達 状一通

辰年(延享五年(一七四八)カ)三月、禅林寺知客より。本文中の「高祖平千年御忌」

の記載より年代比定。道元禅師五百回大遠忌の勅化に関する件。

37 御触写 状一通

子年(宝暦六年(一七五六)二月。人別改の件。奥書・副達有り。

38 案紙 状一通

宝暦六年何月、国郡所何寺より関三箇寺御役者中宛。人別改の案文。

39 廻文 一冊

宝暦八年(一七五八)六月二六日 禅林寺役寮より。大中寺への勅化の負担割り当てるの件。

40 申達写 状一通

宝暦九年(一七五九)六月、大中寺鑑司より羽州由利禅林寺宛。結制規則の件。

41 御触写 状一通

(宝暦一三年(一七六三)一二月。『御触書天明集成』三〇九四所収。奥書・副達有り。

42 御触写 状一通

申年(明和元年(一七六四)六月。『御触書天明集成』二〇七五所収。奥書・副達有り。

43 当庵什物帳 一冊

明和乙酉年(二年(一七六五)二月 永昌庵の什物帳。永昌庵は当寺末寺。

44 移文 一冊

(明和二年二月) 本文中の「来月二日より三日迄当寺御開山三百五拾年忌之法事」の記載より年代比定。当寺開山直翁呈機は一四一六年三月三日寂。

45 関三利申達 状一通

明和四年(一七六七)八月、羽州仁賀保禅林寺宛。『正法眼蔵』書写に関する勅化の件。

46 御触写 状一通

(明和四年)一二月(子年(明和五年(一七六八)二月。『御触書天明集成』二二八・二八四八・三〇九五所収。奥書有り。

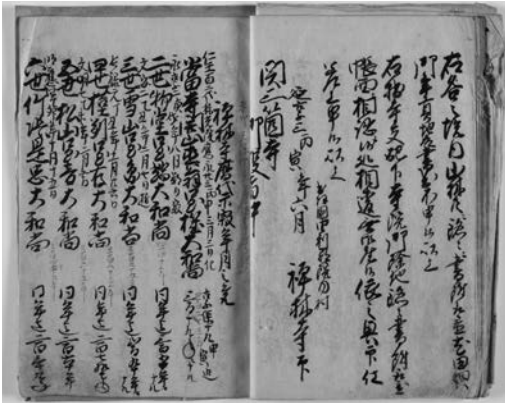
47 〔当寺□□造立并仏像仏具雜具施主覚記・常什之控〕 一綴

(1) (2)を一綴。

(1) 当寺□□造立并仏像仏具雜具施主覚記 一冊

明和五年(一七六八)二月

二世疎報養親(一七二五寂)から三世世仏門洞宗(一八六三寂)に至る仏像・仏具・寺領の施入に関する記録。



〈文書〉47(2) 常什之控 (本文)

(2) 常什之控 一冊

年月日未詳 (近世)

寺領目録・当寺歴代住持示寂の年など、種々の記録を合綴。

48 配下諸寺院人別改証文(控) 一冊

明和五年(一七六八)五月

羽州由利郡院内村禪林寺天冲(中)より関御三箇寺宛。天冲は当寺二五世天仲癡童(一七八二寂)。

49 御触写 状一通

(明和五年)七月。『御触書天明集成』二

一三九所収。奥書・副達有り。

50 「御触写」 状一通(前欠)

(明和六年(一七六九)二月。『御触書天明集成』三〇四三所収。奥書有り。

51 御触写 状一通

(明和六年)三月。奥書有り。

52 御触写 状一通

丑年(明和六年)一二月。『御触書天明集成』三〇九八所収。奥書有り。

53 定写 状一通

明和七年(一七七〇)四月、奉行より。『御触書天明集成』三〇一九(一)・三〇九九所収。奥書有り。

54 「伽藍破損二付勸化願」 状一通(後欠)

(明和七年六月)。裏書きあり。

55 御触写 状一通(後欠)

寅年(明和七年)七月。奥書有り。

56 「」付奉願上候御事 状一通(一部欠)

安永二年(一七七三)一二月二三日、中野村快禪寺法圓外五名より禪林寺御役寮宛。法

圓の藏堅寺(由利本荘市日役町)転出につ

き、實門を後住に推挙する件。法圓は快禪寺

一八世法圓智眼(一七八八寂)。實門は快禪

寺一九世實門徹參(一七九七寂)。

57 御触写 状一通

午年(安永三年(一七七四))一二月未

年(安永四年(一七七五))五月。『御触書天明集成』二二四五・三一〇六所収。奥書・副達有り。

58 「禪林寺寺領目録」 状一通(前欠)

戌年(安永七年(一七七八))一二月。本

文中の「明和八(一七七二)卯年より」の記

載より年代比定。財産目録か。

59 「御触写」 状一通(前欠・後欠)

子年(安永九年(一七八〇))二月。『御触書天明集成』二三五五所収。

60 御触写 状一通(後欠)

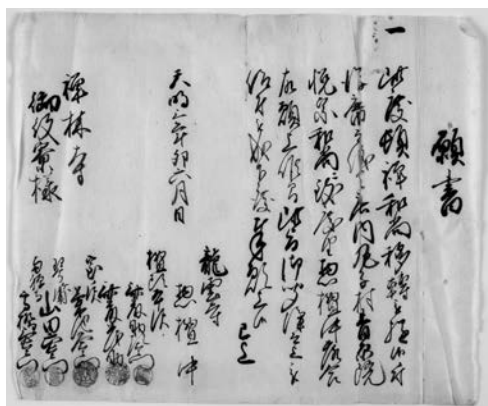
子年(安永九年)六八月、御勘定所より。奥書有り。末尾の断簡は別文書。

61 乍恐奉指上一札之事 状一通

安永九年九月、山田六右衛門外六名より禪林寺御役寮宛。龍雲寺頓禪の転住の件。頓禪

は龍雲寺一〇世本曉頓禪(一八一九寂)。龍

雲寺(にかほ市平沢字上町)は当寺末寺。



〈文書〉 62 願書

- 62 願書 状一通
 天明三年（一七八三）六月、龍雲寺惣檀中外五名より禅林寺御役寮様宛。龍雲寺願禪転住につき、後住に悦宗和尚を推挙する件。悦宗は龍雲寺一世悦宗豊圃（一八〇一寂）。
 63 差上申派附本末証文之事 状一通
 天明七年（一七八七）正月二三日、矢島城内祥雲寺より御本山禅林寺御役者中宛。祥雲寺（由利本荘市矢島町城内字田屋ノ下）は当寺末寺。

- 64 指上申派附本末証文之事 状一通
 天明七年正月、陽山寺より禅林寺御役者中宛。
 65 「本末証文」 状一通（前欠）
 天明七年正月、秀泉寺より禅林寺御役者中宛。
 66 「本末証文」 状一通（前欠・下部欠）
 天明七年正月、芹田村常泉寺より禅林寺御役者中宛。常泉寺（にかほ市芹田字高磯）は当寺末寺。
 67 本末御改一札之事 状一通（下部欠）
 天明七年正月、高昌寺より禅林寺御役者中宛。
 68 差上申派附本末証文之事 状一通（上部欠）
 天明七年正月、雲昌寺より禅林寺御役者中宛。
 69 指上申派附本末証文之事 状一通
 天明七年正月、快禅寺より禅林寺御役者中宛。
 70 本末御改三付証文之事 状一通（上部欠）
 天明七年二月三日、太白院より禅林寺御役者中宛。太白院（にかほ市象潟町閑字ウヤムヤノ関）は当寺末寺。
 71 本末御改証文之事 状一通
 天明七年二月五日、萬照寺より禅林寺御役者中宛。萬照寺（にかほ市象潟町川袋滝ノ下）は当寺末寺。
 72 指上申派附本末証文之事 状一通
 天明七年二月二三日、龍雲寺より禅林寺御役者中宛。料紙を真ん中で切断。
 73 本末御改三付証文之事 状一通（上部・下部欠）
 天明七年二月、耕伝寺より禅林寺御役者中宛。耕伝寺（にかほ市前川字沖ノ免）は当寺末寺。
 74 指上申派附本末証文之事 状一通（上部欠）
 天明七年二月、天松寺より禅林寺御役者中宛。天松寺（にかほ市黒川字三獄前）は陽山寺末寺。
 75 「永平高祖尊像・尊牌等書上」 状一通（前欠）
 天明八年（一七八八）七月、配下諸寺院より禅林寺御役寮宛。
 76 御触写 状一通（途中欠）
 （寛政元年（一七八八）二月）〜三月。

『御触書天保集成』五二三所収。奥書有り。

77 奉願上口之事 状一通

寛政二年（一七八九）七月、松田嘉左衛門外二名より御本山禅林寺様御役寮宛。祥雲寺後住として、智峯を推挙する件。智峯は祥雲寺一三世藏麟智峯（一七九五寂）。

78 奉差上書付之事 状一通

寛政五年（一七九三）四月九日、イセチ弥重郎外三名より御本山御役僧様宛。秀泉寺一



〈文書〉79 乍恐奉願上一札之事

二世慈山道契（一七九七寂）転住につき、萬照寺一二世大舟癡海（一八〇八寂）を後住に迎える件。

79 乍恐奉願上一札之事 状一通

寛政五年六月八日、本庄領小友沢村寶圓寺慈山より禅林寺御役寮宛。慈山の秀泉寺退任につき、後住に萬照寺大舟和尚を推挙する件。慈山は秀泉寺二世・寶圓寺一六世の慈山道契（一七九七寂）。寶圓寺は由利本莊市

館前字天神坂ノ下。大舟は萬照寺一二世・秀泉寺一三世の大舟癡海（一八〇八寂）。

80 奉指上一札之事 状一通

寛政五年一〇月一七日、龍雲寺悦宗より禅林寺知客大和尚宛。

81 大雄癡全書状（控） 状一通（前後欠）

寛政六年（一七九四）七月、羽州由利郡仁賀保禅林寺大雄より。大雄は当寺二七世大雄癡全（一八一五寂）。

82 乍恐以書付御届奉申上候（控） 状一通

（一部欠）
寛政六年七月、羽州由利郡仁賀保院内禅林寺より大中寺御役寮宛。

83 禅林寺末寺関係書状（前後欠）

（寛政六年カ）。禅林寺の末寺に関する

件。

84 乍恐以書附奉願上候事 状一通

寛政七年（一七九五）四月一〇日、檀頭平沢村斎藤助左衛門外二名より御本山禅林寺御役寮様宛。龍雲寺悦宗の祥雲寺転住につき、後住に光禪寺良明（龍雲寺一二世天山良明〈一八三一寂〉か）を迎える件。

85 此度一件ニ付於龍穩寺御札之趣并差上候口上書写等御地頭所江差出候書附控写一冊

寛政一〇年（一七九八）五月〜八月
仁賀保家古文書と同文あり。

86 差上申口上書之事 状一通

寛政一〇年九月、寶圓寺覚俊より禅林寺監寺和尚宛。覚俊転住につき、後住の件。覚俊は寶圓寺一七世忍長覚俊（一七九九寂）。

87 奉願口上覚 状一通

寛政一二年（一七九九）九月一三日、惣旦中大庄屋久太郎外二名より禅林寺御役寮様宛。龍雲寺一二世天山良明（一八三一寂）の転住につき、後住として雲外独龍（一八一三寂）を迎える件。

88 酒造米高并株高書上ニ付覚（雛型） 状一通（後欠）

寛政一三年（一八〇一）、寺社奉行所宛。奥書有り。

89 大中寺申達 状一通（前欠）

西年（享和元年へ一八〇一）五月二〇

日、羽州仁賀保禅林寺宛。発給者の印章の大
中寺三世靈岳惠源（一八〇九寂）の住持期
間（寛政二年へ一七八九）文化三年へ一八
〇六の西年より年代比定。大中寺は栃木

県栃木市大平町西山田。

90 御触写 状一通

（享和元年）四月二二日～六月。『御触書

天保集成』六八五・六八六・六四七〇所収。
奥書有り。

91 『御触写』 状一通（前欠）

（享和元年）七月～九月、御勘定所より。

『御触書天保集成』六九〇所収。奥書有り。

92 御触写 状一通

（享和元年）十一月。『御触書天保集成』

六四七一所収。奥書有り。

93 禅林寺金綱申達 状一通

享和二年（一八〇二）八月一九日。

94 『御触写』 状一通（前欠）

享和三年（一八〇三）閏正月、閏三利より

羽州仁賀保禅林寺宛。

95 閏三利鑑司副達 状一通

享和三年閏正月、羽州仁賀保禅林寺宛。永

光寺諸堂再建の件。永光寺は石川県羽咋市酒
井町。

96 大中寺鑑司申達 状一通

享和三年九月、羽州仁賀保禅林寺宛。結制

安居の件。

97 年恐奉指上候一札之事 状一通

文化五年（一八〇八）七月、龍雲寺開基遠

孫佐右衛門外四名より禅林寺御役寮衆中宛。

龍雲寺一三世雲外独龍（一八一三寂）隠居の
件。

98 奉願上一札之事 状一通（一部欠）

文化一四年（一八一七）四月二〇日、龍雲

寺（密）密宗外二名より御本山禅林寺御役寮宛。龍

雲寺一三世雲外独龍、病身につき、後住の

件。密宗は龍雲寺一四世本応密宗（一八三一

寂）。

99 奉願上口上之覚 状一通

文化一四年一二月、祥雲寺國榮外一名より

御本山禅林寺御役寮宛。祥雲寺住持國榮の隠

居につき、後住として雲昌寺魯岳を迎える

件。國榮は祥雲寺一六世豊山國榮（一八一九

寂）。魯岳は雲昌寺一四世・祥雲寺一七世の

魯岳吉洲（一八三三寂）。雲昌寺はにかほ市
象潟町小砂川砂畑、陽山寺末寺。

100 『御触写』 状一通（前後欠）

（文化一五年へ一八一八）二月～四月。

『御触書天保集成』五九六〇・五九六一所
収。

101 『御触写』 状一通（断簡）

（文化一五年）四月。『御触書天保集成』

五九一五所収。

（以上資料解題寺院解説 委員 横山龍顯）

本誌掲載資料の閲覧等について

本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題

集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を

希望する場合には、お問い合わせの上、所定

の書式によって申請してください。

〇お問い合わせ先

〒一五四―八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三―一

駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX 〇三―六四三二―一五一―